平成２７年（フ）第３２０５号
大阪府茨木市郡３丁目15番６号、前住所大阪市東淀川区豊里５丁目14番10号
債務者　奥島　恵美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５０号
大阪府東大阪市小阪１丁目９番１号棟411号室、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目５番16号
債務者　山口　弘展
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３７号
大阪府箕面市粟生新家１丁目４番11号
債務者　秋野　康夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９９号
大阪府豊中市服部寿町２丁目11番９号、前住所大阪府豊中市服部南町３丁目９番５号
債務者　川越　早苗（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１７号
大阪府寝屋川市明徳２丁目10番16―402号
債務者　福本万里子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１９号
大阪府茨木市新郡山１丁目20番402号
債務者　原田加奈子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３４号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番１―702号、前住所大阪府摂津市千里丘２丁目３番25号ビハーラ105
債務者　丸岡　建太
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９２号
大阪市平野区加美北３丁目８番18号
債務者　田頭　耕造
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番７号赤とんぼ303号、前住所大阪市東住吉区矢田２丁目16番４―419号
債務者　椿　　時夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１９号
大阪市平野区平野本町１丁目１番８―705号
債務者　吉村あけみ
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２１号
千葉県市川市東菅野１丁目28番19号　（リレント東菅野101号）
債務者　葩島　孝志
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３８号
千葉市若葉区みつわ台２丁目11番18号　ブルーパレス203号
債務者　林　　美恵
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
岐阜県各務原市那加山崎町48の１、住民票上の住所鹿児島県日置市東市来町養母14631番地
債務者　桑木野祐仁（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９２号
岐阜市元町２丁目24番地１（ルミエール元町705号）、前住所岐阜県瑞穂市穂積944番地５スカイハイツ　６―11号
債務者　長屋　利明
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９５号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目74番地　ナビシティ岐阜北方　301号
債務者　椿井　高雄
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
岡山県総社市岡谷92番地２
債務者　友野　拓治
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
岡山県総社市上原70番地　１―301
債務者　八代　聖治
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係